

茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】
分野別計画

障害福祉計画（第6期）
障害児福祉計画（第2期）

概要版



令和3年（2021年）3月
茨木市

茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】の概要

計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

- ◆茨木市総合保健福祉計画（第2次）は平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間の計画期間として、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」を目指し策定したものです。
- ◆本計画では、包含する分野別計画すべてにおいて、共通の理念と基本目標に基づいて様々な取組を実施することにより、分野の枠にとらわれることなく、総合的・包括的に保健福祉施策を推進し、複合化した課題を抱える世帯等や「制度の狭間」の問題などにも対応することとしています。
- ◆一方で、依然として地域住民の多種多様なニーズや生活課題は存在し、引き続き取組を行っていく必要があることに加え、本計画の策定後に、地震・豪雨等の大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行といった非常事態が発生したことなどから、災害時や非常時の支援策についても検討が必要となりました。
- ◆また、国からは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備するため、新たに「重層的支援体制整備事業」の考え方が示され、その趣旨を踏まえた体制の構築が求められています。
- ◆そこで、本計画が包含する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画策定に併せて、本計画及び他の分野別計画についても中間見直しを実施し、改めて現状に即した内容に改定します。また、本計画で掲げている「地区保健福祉センター」についても、相談支援体制における課題の整理・分析や総合保健福祉審議会等での議論を経て、その役割や取組等の具体的な内容が明確となってきたことから、今後の方向性等を記載します。

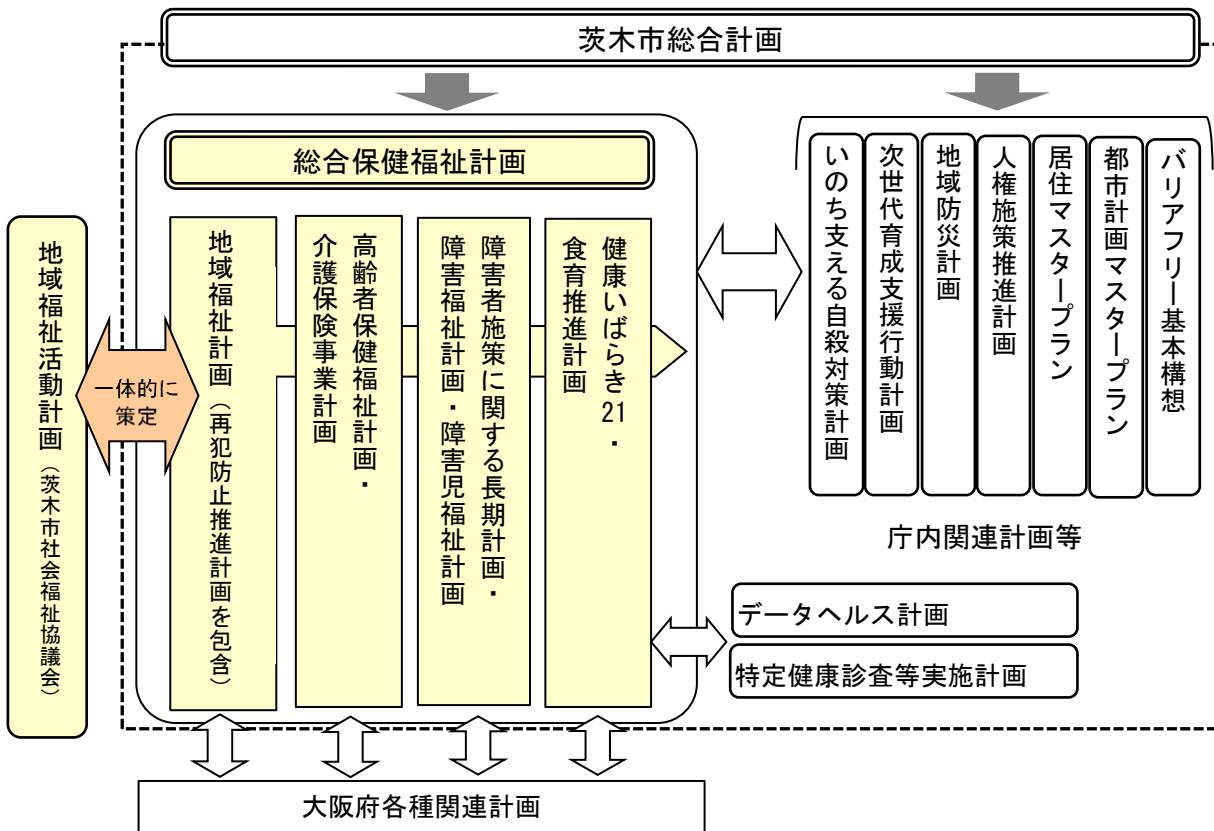
計画の期間

	平成30年度 (2018年度) ~令和2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
総合保健福祉計画	(第2次)			
地域福祉計画	(第3次)			
高齢者保健福祉計画	(第8次)	(第9次)		
介護保険事業計画	(第7期)	(第8期)		
障害者施策に関する長期計画	(第4次)			
障害福祉計画	(第5期)	(第6期)		
障害児福祉計画	(第1期)	(第2期)		
健康いばらき21・食育推進計画	(第3次)			

計画の位置付け

- ◆本計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画」に基づくもので、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の4分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画です。
- ◆大阪府の各種関連計画をはじめ、庁内関連計画とも連携、整合性を図って策定しており、本計画の策定後、新たに策定した「いのち支える自殺対策計画」と「居住マスタープラン」についても、本計画と連携・整合性を図った内容としています。
- ◆また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年（2016年）12月施行）において、市町村が「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないことが規定されていることから、今般、同計画を「地域福祉計画」に包含するものとして新たに位置付け、地域福祉施策として一体的な展開を図ることとします。

■各計画の位置付け・関連性



施策体系

理念

基本目標

地域福祉計画
(地域福祉活動計画)

すべての人が健やかに、
支え合い暮らせる、
みんなが主役の地域共生のまちづくり
→ 包括的な支援体制の実現とともに

◆ 第2編に記載する各分野別計画については、本計画の理念と6つの基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

基本目標 1

お互いにつながり支え合える

◆ 市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「丸ごと」受け止める相談支援のネットワーク整備に努めます。

- ◎見守り体制・つなぎ機能の強化
- ◎地域福祉活動の推進
- ◎民生委員・児童委員活動の推進
- ◎更生保護の推進
(再犯防止推進計画)

基本目標 2

健康にいきいきと自立した生活を送る

◆ 生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。

- ◎生活困窮者の自立に向けた支援
- ◎生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

基本目標 3

“憩える・活躍できる”場をつくる

◆ 身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

- ◎地域で活躍できる人材の育成
- ◎地域の交流・活動拠点づくりの推進

基本目標 4

一人ひとりの権利が尊重される

◆ お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

- ◎権利擁護の推進

基本目標 5

安全・安心で必要な情報が活かされる

◆ 発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害時の緊急時に本市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制を整備します。

- ◎情報提供の充実
- ◎災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握
- ◎地域防犯活動の充実

基本目標 6

社会保障制度の推進に努める

◆ 生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。

- ◎生活保護制度の適正実施
- ◎社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

分野別計画の施策・取組

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

- ◎地域包括支援センターの再編
- ◎地域包括支援センターの運営
- ◎高齢者の生活支援体制整備の推進

障害者施策に関する長期計画 障害福祉計画 障害児福祉計画

- ◎すべての人が支え合う共生社会への取組
- ◎交流を通じての相互理解の促進

健康いばらき21・ 食育推進計画

- ◎みんなで進める健康づくり
- 家庭、学校、地域の関係機関等と連携した健康づくりの推進
- 健康相談の実施

- ◎介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進
- ◎一般介護予防事業の推進
- ◎高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施
- ◎要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

- ◎地域での包括的な相談支援体制の構築
- ◎地域での自立した生活への支援の充実
- ◎精神障害者の地域での支援体制の充実
- ◎制度の谷間のない支援 など

- ◎食育推進（栄養・食生活）
- ◎身体活動（運動）
- ◎休養・こころの健康
- ◎たばこ対策
- ◎自己の健康管理
- ◎歯と口の健康

- ◎地域活動・社会参加の促進
- ◎身近な「居場所」の整備
- ◎世代間交流の取組
- ◎高齢者の「働く場」の創造

- ◎働きつづけられる環境の充実
- ◎余暇活動を通じた社会参加の促進

- ◎みんなで進める健康づくり
- 健康づくりの場・機会の拡大

- ◎認知症施策の推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

- ◎人権の尊重、差別のないまちづくりの推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

- ◎災害時に求められる医療・介護サービスの継続
- ◎情報公表制度の推進
- ◎安心して暮らせる環境の充実
- ◎高齢者の居住の安定に係る施策
- ◎高齢者が安心して暮らせるためのICTの活用推進
- ◎感染症対策に係る体制整備

- ◎情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保
- ◎移動手段の確保
- ◎安全・安心に暮らせる住まいづくり
- ◎防災の推進

- ◎みんなで進める健康づくり
- 健康や食の安全・安心等に関する情報の発信

- ◎介護保険制度の適正・円滑な運営
- ◎介護給付適正化事業の推進
- ◎在宅療養の推進

- ◎障害者制度の適正実施

- ◎：施策
- ：取組

■ 包括的支援体制の推進

本計画の理念を実現するため、保健福祉の各分野が連携を図るとともに、地域住民の支え合いとも連動しながら、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を推進しています。

令和2年度（2020年度）には、国において、地域における包括的支援体制の整備に向けた新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が示されました。この事業の趣旨を踏まえ、引き続き本市における包括的支援体制の推進に向けて取り組みます。

1 サービス提供・専門的な相談支援体制の拡充

本市では、2～3小学校区を1エリアとした14エリアを設定しています。

各エリアに、地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センターを整備することで、対象者数の平準化を図り、住民がより身近な地域で相談できる体制を整備するとともに、複雑多様化した生活課題を抱えるケースなど、分野をまたがる相談であっても「丸ごと」受け止める体制を整備します。

2 地区保健福祉センターの整備

子どもから高齢者、障害者などすべての人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を図るため、属性や世代を問わない包括的な相談支援と、保健と福祉の連携を強化する体制を構築し、健康寿命の延伸や健康格差の解消と、支援を必要とする方の早期発見・早期対応を目指す拠点として、2～3エリアを1圏域とし、圏域ごとに地区保健福祉センターを整備します。地区保健福祉センターには、次の3つの機能を位置付けます。

○保健機能（保健と福祉の連携）

地区保健福祉センターに保健師を配置し、地域の医療機関や福祉関係団体などと連携しながら、地域住民への健（検）診の受診勧奨や健診結果等に基づく健康支援、健康や子育てに関する相談支援等を実施し、健康課題が生活課題につながらないように取り組みます。

○専門相談支援機能（専門職による包括的なチーム支援）

地区保健福祉センターを設置するエリア担当の専門相談支援機関（地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センター）が地区保健福祉センター内において、世代や分野にとらわれず、様々な生活課題を抱える方に対して迅速に幅広く対応できる体制を整備します。

また、支援につながる事が難しい方などに対しては、地区保健福祉センターや生活困窮者自立相談支援機関（くらしサポートセンター『あすてっぷ 茨木』）の専門職がアウトリーチにより、本人との関係性を構築し、課題解決に向けて継続的に支援を行います。

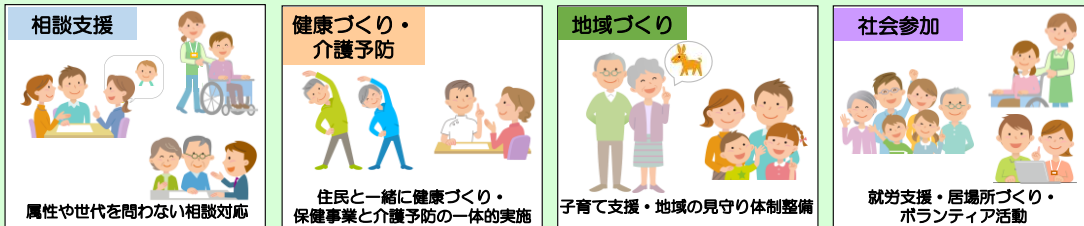
○住民が主体となる『予防と共生』に向けた支援

住民同士が共に支え合う関係性を育み、地域の中で見守りや居場所づくり、生活習慣病の予防や健康づくりに取り組めるように、社会福祉協議会が行う地域支援とも連携・協力し、地域住民や団体に働きかけます。

■ 地区保健福祉センターのイメージ



子ども・子育て世代・働く世代・
障害者・高齢者、すべての人が
支え合い安心して暮らせる地域へ



バックアップ

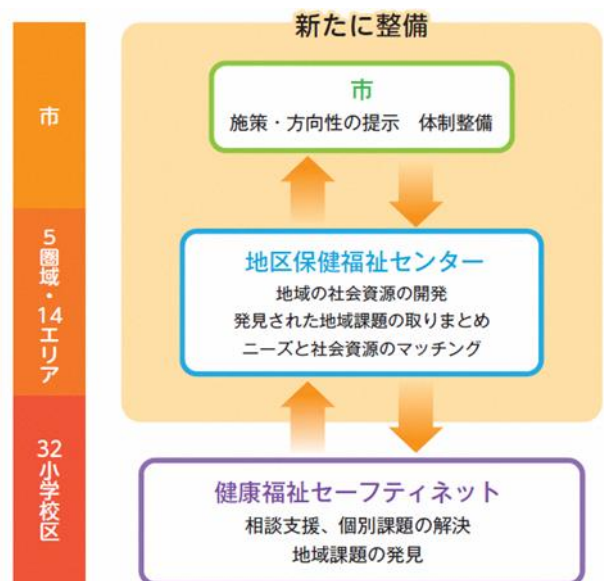


3 ネットワークの再編による発見・相談・見守り体制の機能強化

地域にある複数のネットワークについては、既存の「健康福祉セーフティネット」を活用しながら、地域の実情に応じて各ネットワークの機能を整理・統合し、要支援者を「丸ごと」受け止めることができるように、発見・相談・見守り体制の機能強化を図ります。

また、圏域ごとに設置する地区保健福祉センターでは、地域の社会資源の開発や共有、各小学校区やエリアで発見された地域課題の取りまとめ、地域住民のニーズと社会資源のマッチングなどを行い、必要に応じて本市が地域情報や実情を集約できる仕組みを作ります。

それを受けて、複数の圏域やエリアに共通している地域課題等について総合的に検討し、施策に反映させるとともに、課題解決に向けた方向性の提示や体制整備に取り組みます。



茨木市障害福祉計画（第6期） 茨木市障害児福祉計画（第2期）の概要

■前計画の評価と課題

- ◆ 障害者施策に関する第4次長期計画、障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）は、平成30年（2018年）4月に施行した「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の趣旨を踏まえて策定及び実施をしてきました。
- ◆ 誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、障害の特性や社会的障壁を取り除く必要性に対する理解を深め、市、市民や市民活動団体、事業者が互いに協力して、障害の特性に配慮した対応に努めています。
- ◆ 地震や台風などの自然災害、新型コロナウイルス感染症の流行など、新たな課題への対応も求められています。

■障害者施策に関する第4次長期計画に関する動向

- ◆ 障害者施策に関する第4次長期計画は、平成30年（2018年）に策定し、6年の計画期間の中間にあたります。計画では、6つの基本目標のもと、障害福祉計画、障害児福祉計画との整合を図りながら、さまざまな施策、取組を推進しています。
- ◆ 令和5年度（2023年度）末までの計画期間においては、引き続き各取組の推進を図っていくところですが、策定からの3年間における、計画に関連する主な動向について取り上げ、課題等に取り組んでいきます。

■ 主な取組

基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策（1） すべての人が支え合う共生社会への取組

障害者の社会参加を促進するとともに、共に支え合う共生社会を実現し、今後も、障害者が地域で安心して暮らしつつけられるように、市民一人ひとりが合理的配慮の視点に立った行動ができるように取り組みます。また、ボランティアの確保や育成により、地域における担い手づくりに取り組みます。

主な取組

- ① つながり、支え合い、共に生きるための市民一人ひとりの取組
- ② 障害者を支えるボランティアなど担い手の充実

施策（2） 交流を通じての相互理解の促進

地域において障害に対する理解を深めるため、障害のある人とない人の交流を促進する事業の充実を図ります。また、障害者を含めた地域住民が集い、活動・交流できる居場所づくりを支援します。

主な取組

- ① 障害のある人とない人の交流事業の充実
- ② 障害者の社会参加を促進する地域での居場所づくり

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（1） 地域での包括的な相談支援体制の構築

「茨木市障害者基幹相談支援センター」を中心とした包括的な総合相談支援の推進に取り組みます。また、障害者や家族の様々なニーズに対応するため、相談支援事業所との連携による支援体制の強化やケアマネジメント体制の充実を図ります。

主な取組

- ① 「茨木市障害者基幹相談支援センター」による総合相談支援の推進
- ② 茨木市障害者地域自立支援協議会の機能強化と連携による支援体制の推進
- ③ 相談支援事業所との円滑な連携及び相談支援体制の強化
- ④ ケアマネジメント体制の充実

施策（２）地域での自立した生活への支援の充実

地域で自立した生活が送れるよう、自立支援給付事業や地域生活支援事業等の様々なサービス提供や地域生活支援拠点等の整備を推進し、地域での自立した生活への支援体制の充実を図ります。また、茨木市障害福祉サービス事業所連絡会と連携して、障害福祉サービスや事業者の質の向上を図ります。

主な取組

- ①自立支援給付事業、地域生活支援事業の充実
- ②地域移行・地域定着支援のための体制整備
- ③住まいの場の充実
- ④地域生活支援拠点等の機能の検証・検討
- ⑤適切なサービス提供と地域に根差した事業所運営の促進
- ⑥茨木市障害福祉サービス事業所連絡会との連携強化
- ⑦障害福祉サービス等情報公表
- ⑧計画相談支援の実施
- ⑨サービス提供事業者に対する支援・障害福祉サービスの質の確保
- ⑩サービスを担う人材の確保・育成
- ⑪新型コロナウイルス感染症の流行等に対応した取組の推進
- ⑫市立施設のあり方に関する検討

施策（３）精神障害者の地域での支援体制の充実

精神障害に対する理解促進を図るとともに、精神障害にも対応した地域における包括的な支援体制の充実に努めます。

主な取組

- ①精神障害者に対する地域における包括的なケア体制の充実
- ②精神障害に関する理解促進

施策（４）制度の谷間のない支援

難病患者や従来の３障害（身体・知的・精神）の枠組みでは支援が難しい高次脳機能障害、発達障害に対する支援の充実に努めます。

主な取組

- ①難病患者に対する障害福祉サービス等の円滑な利用による支援
- ②高次脳機能障害・発達障害に対する支援

施策（５）医療サービス提供体制等の充実

障害の軽減や機能回復等を図る自立支援医療などの医療サービスの制度周知や利用促進に努めます。地域で自立した生活を継続するため、関係機関等との連携によるリハビリテーション体制の充実に努めます。

主な取組

- ①医療への支援
- ②地域での機能訓練等リハビリテーション体制の充実

施策（６）医療的ケアの必要な方に対する支援

医療機関との連携体制の充実や福祉医療費助成制度（訪問看護含む）の利用促進により、医療的ケアの必要な方への支援体制の充実に努めます。また、医療的ケアに従事する人材確保の支援のための情報提供に努めます。

主な取組

- ①医療的ケアに対する支援体制の充実
- ②医療的ケアに適切に対応できる人材の確保

施策（７）保育・教育における支援の充実

児童発達支援センターや民間の児童発達支援事業所等との連携により、障害児等に対する相談支援や保育所等訪問支援を行い、早期療養体制の充実や障害児保育・教育の充実を図ります。医療的ケアが必要な障害児に対しては、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制の充実に努めます。

主な取組

- ①早期療育の充実
- ②障害児保育の充実
- ③障害児教育の充実
- ④児童発達支援センターによる総合的な障害児支援
- ⑤特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実

施策（８）学校教育・社会教育の充実

個別及び小集団での学習や交流教育を通じて小・中学校教育の充実を図る取組を推進するため、指導内容や方法の充実を図ります。また、スクールカウンセラー等との連携を図り、教育相談の充実に努めるとともに、専門的な知識や指導方法の習得に向けた教職員に対する研修の充実に努めます。

主な取組

- ①障害のある児童・生徒に対する小・中学校教育の充実
- ②小・中学校における教育相談体制・研修の充実

施策（９）障害教育の推進

障害についての正しい理解や認識を深める教育を推進するため、学校や家庭・地域における障害理解教育の充実や関係機関等との連携による福祉に関する学習機会の提供に努めます。

主な取組

- ①学校等における障害理解教育・学習活動の充実
- ②家庭・地域における障害教育・学習活動の充実

基本目標３ “憩える・活躍できる” 場をつくる

施策（１）働きつづけられる環境の充実

障害者が働きやすい職場環境づくりについて啓発を行い、障害者雇用に対する企業の取組を促進します。また、就労拡大に向けた支援体制の充実に努め、スマイルオフィスの活用や様々な就労体験を通じた雇用促進に取り組みます。

障害者優先調達推進法に基づく取組の推進や共同受注システムによる障害者就労施設等の受注件数の増加や工賃の向上を図ります。

主な取組

- ①障害者雇用及び働きやすい環境づくりに対する企業等の理解の促進
- ②各種助成制度などに関する周知
- ③雇用分野における差別の解消
- ④就労拡大に向けた支援体制の充実
- ⑤様々な就労体験を通じた障害者就労の促進
- ⑥スマイルオフィスを活用しての就労意欲の向上
- ⑦障害者優先調達推進法に基づく取組の推進
- ⑧共同受注システムの充実
- ⑨働きつづけるための就労相談の充実

施策（２）余暇活動を通じた社会参加の推進

文化芸術活動やスポーツなどの余暇活動を通じた社会参加の促進や様々な活動をする機会の充実に取り組めます。また、障害者が安心して余暇活動に参加できる環境づくりに市民や市民活動団体等と連携して取り組めます。

主な取組

- ①余暇活動を通じた社会参加の促進
- ②様々な余暇活動に参加しやすい環境づくり

基本目標４ 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）人権の尊重、差別のないまちづくりの推進

障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、「障害を理由とする不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」の内容について周知し、市民一人ひとりが主体的な取組が行えるよう啓発に努めます。また、市民及び市民活動団体、事業者と連携して、障害者週間における行事などを通じて、障害に対する理解と認識を深められるよう啓発を推進します。

主な取組

- ①障害に対する理解を深める啓発事業の推進
- ②障害を理由とする差別の禁止
- ③茨木市障害者差別解消支援協議会の活動の推進
- ④市民及び市民活動団体、事業者と連携した啓発の推進
- ⑤相談しやすい窓口の整備・周知

施策（２）虐待防止対策の推進

虐待の防止や虐待の早期発見、見守り体制の充実など虐待対応の強化に向けて関係機関との連携により取組を推進します。

主な取組

- ①虐待防止及び啓発への取組
- ②虐待対応の強化

施策（3）権利擁護の推進

成年後見制度や成年後見制度利用支援について利用促進を図り、権利擁護の推進に取り組みます。

主な取組

- ①権利擁護の推進
- ②成年後見制度利用支援の推進（利用支援事業・報酬助成事業）
- ③市民後見人の活用

基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（1）情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保

障害者が障害特性に応じた方法で情報を得られるように、多様な情報提供体制の充実に努めます。また、手話奉仕員や点訳ボランティアなどの多様なコミュニケーションを支援する人材の確保と育成に取り組みます。

主な取組

- ①特性に応じた情報提供の充実
- ②多様なコミュニケーションを支援する人材の確保・育成

施策（2）移動手段の確保

市民活動団体等の移送サービスへの参入を促進し、移動支援の充実に努めます。

主な取組

- ①移動支援サービスの充実

施策（3）安全・安心に暮らせる住まいづくり

重度障害者等住宅改造助成事業や住宅改修の実施等により、住まいのバリアフリー化等に努めます。

主な取組

- ①住まいのバリアフリー化等の推進

施策（４）防災の推進

障害者が必要とする情報が取得できるように災害時の情報提供体制の充実に努めます。福祉避難所の設置や災害協定に基づく支援体制を整え、大規模災害時の要配慮者の安全・安心を確保する取組を推進します。

主な取組

- ①特性に応じた災害時の情報提供体制の充実
- ②福祉避難所の設置・災害協定に基づく支援体制の整備
- ③避難所における福祉ニーズへの対応
- ④災害時における障害児・者に関する課題解決に向けた関係機関への働きかけ

基本目標６ 社会保障制度の推進に努める

施策（１）障害者制度の適正実施

障害福祉サービス制度や福祉医療費助成制度等の障害者制度の推進に努めます。

主な取組

- ①障害福祉サービス制度の推進
- ②福祉医療費助成制度の推進
- ③各種手当制度の推進
- ④障害福祉サービスの適正な提供に向けた取組の推進

障害福祉計画（第6期）

■第6期計画の目標設定と実現に向けた取組

- ◆入所施設に入所する障害者の地域生活への移行及び定着や福祉施設利用者の一般就労及び就労定着に向けた取組を進めるため、前計画（第1期～第5期）の目標値設定の考え方を継承するとともに、新型コロナウイルス感染症等の新たな課題に対応するほか、本市の実情を勘案し、令和5年度（2023年度）末を目標年度とする数値目標を新たに設定します。
- ◆第5期計画において目標の達成に至らなかった項目については、活動指標としての各サービス等の見込量の設定と合わせ、今計画期間における目標の達成に向けた取組を強化します。

■障害福祉計画の成果目標

〔1〕福祉施設の入所者の地域生活への移行

■福祉施設の入所者の地域移行者数

令和元年度（2019年度）末 施設入所者数	令和5年度（2023年度）末 地域移行者数	
128人	13人	移行率9%以上

* 移行率：令和5年度（2023年度）末の国・大阪府の目標 令和元年度（2019年度）末施設入所者数の6%以上

■施設入所者数の削減数

令和元年度（2019年度）末 施設入所者数	令和5年度（2023年度）末 施設入所者数の削減数	
128人	削減数3人 削減率1.6%以上	施設入所者数 125人

* 削減率：令和5年度（2023年度）末の国・大阪府の目標 令和元年度（2019年度）末施設入所者数の1.6%以上

〔2〕精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和5年度（2023年度）末 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
316日以上（大阪府全体）

* 令和5年度（2023年度）末の国・大阪府の目標 316日以上

■精神病床における1年以上長期入院患者数

令和5年（2023年）6月末 精神病床における1年以上の長期入院患者数
318人

* 令和5年（2023年）6月末の大阪府の目標 8,688人

■精神病床における早期退院率（入院後3か月、6か月、1年 各時点）

令和5年度（2023年度） 精神病床における早期退院率（入院後3か月、6か月、1年 各時点）
3か月時点69%以上、6か月時点86%以上、1年時点92%以上 （大阪府全体）

* 令和5年度（2023年度）の国・大阪府の目標 入院後3か月時点69%以上、6か月時点86%以上、1年時点92%以上

〔3〕地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度（2023年度）末 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
令和5年度（2023年度）末までの間、地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上運用状況を検証・検討する。

* 令和5年度（2023年度）末の国・大阪府の目標 令和5年度（2023年度）末までの間、市域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討

〔4〕福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

令和元年度（2019年度） 一般就労への移行者数	令和5年度（2023年度） 一般就労への移行者数	
全体 50人 <small>※自立訓練2人含む</small>	全体 64人	令和元年度（2019年度）対比 全体 1.27倍以上
就労移行支援 34人	就労移行支援 46人	就労移行支援 1.30倍以上
就労継続支援A型 10人	就労継続支援A型 13人	就労継続支援A型 1.26倍以上
就労継続支援B型 4人	就労継続支援B型 5人	就労継続支援B型 1.23倍以上

* 令和5年度（2023年度）末の国・大阪府の目標 令和元年度（2019年度）の一般就労への移行実績の全体1.27倍以上、就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上

②就労定着支援事業に関する目標

■就労定着支援事業の利用者の割合

令和5年度（2023年度） 就労定着支援事業の利用者の割合
令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じた 一般就労への移行者のうち70%以上

* 令和5年度（2023年度）末の国・大阪府の目標 令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割以上

■ 就労定着支援事業所の就労定着率

令和5年度（2023年度） 就労定着支援事業所の就労定着率
就労定着率が80%以上の事業所が全体の70%以上

* 令和5年度（2023年度）末の大阪府の目標 令和5年度（2023年度）における就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

③ 就労継続支援B型事業所における平均月額工賃

令和5年度（2023年度） 平均月額工賃
14,490円

* 令和5年度（2023年度）の大阪府の目標 個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえた額

〔5〕 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度（2023年度） 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組
令和5年度（2023年度）末までの間、研修を充実し、障害福祉サービス等に係る審査支払、指導監査に係る情報の共有体制を構築する。

■ 自立支援給付の必要量の見込みと確保の方策

見込み量確保のための方策

- ◆ 障害福祉サービス提供体制が充実するように多様な事業者の参入促進を図ります。
- ◆ 市広報誌やホームページ、「障害者福祉のてびき」などを通じて利用者に対しサービスの周知を図ります。
- ◆ 障害者地域自立支援協議会や障害福祉サービス事業所連絡会などと連携しサービスの充実に努め、より利用しやすいサービスの提供に努めます。
- ◆ 短期入所については、新規施設の整備だけでなく、既存施設を活用した整備についても検討します。
- ◆ 地域生活支援拠点の機能を活用し、事業者に対し、医療的ケアに関する研修等、専門的な人材の確保・養成に関する情報の提供に努めます。
- ◆ 就労支援については、障害者就労支援センターかしの木園の機能の充実に努め、就労意欲の向上及び一般就労に向け、サービスの利用促進を図ります。
- ◆ グループホームについては、利用者が地域との関わりを持って、安心して生活を送るため、市内における社会資源の整備促進を図ります。
- ◆ 計画相談支援については、希望するすべての障害のある人に対し、サービス提供ができるように人材の確保を行うとともにサービスの質の向上のため、研修等を実施します。
- ◆ 地域移行、地域定着支援については、障害者地域自立支援協議会との連携を強化し、地域移行等にかかる相談支援体制の充実に努めます。

① 訪問系サービス

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	人	494	516	539
	時間	9,093	9,539	10,006
重度訪問介護	人	29	30	33
	時間	9,872	10,490	11,157
同行援護	人	72	73	74
	時間	1,850	1,881	1,913
行動援護	人	2	2	3
	時間	106	116	128
重度障害者等包括支援	人	1	1	1
	時間	75	75	75

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

②短期入所

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所	人	240	248	256
	人日	1,108	1,145	1,183

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

③日中活動系サービス

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	人	612	624	636
	人日	10,564	10,761	10,960
自立訓練（機能訓練）	人	4	4	5
	人日	55	57	60
自立訓練（生活訓練）	人	26	27	27
	人日	361	379	397
就労移行支援	人	102	107	112
	人日	1,736	1,819	1,905
就労継続支援（A型）	人	147	155	162
	人日	2,584	2,704	2,829
就労継続支援（B型）	人	451	471	490
	人日	7,206	7,479	7,762
就労定着支援	人	52	53	57
療養介護	人	20	20	21

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

④居住系サービス

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立生活援助	人	3	4	5
共同生活援助(グループホーム)	人	290	305	319
施設入所支援	人	128	126	125

* 数値は月間の平均利用人員

⑤相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	人	694	728	764
地域移行支援	人	5	5	7
地域定着支援	人	3	4	6

* 計画相談支援は実利用人員

* 地域移行支援、地域定着支援は年間の利用人員

■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込みと確保の方策

見込み量確保のための方策

- ◆ 障害者地域自立支援協議会との連携を強化します。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人／年	36	36	36
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	6	6	6

■ 相談支援体制の充実・強化のための見込みと確保の方策

見込み量確保のための方策

- ◆ 指定障害者相談支援事業所への訪問や相談員の知識やスキル向上を図るための研修等を実施し、人材育成を図ります。
- ◆ 包括的な相談支援体制の拠点となる地区保健福祉センターを中心とした地域の相談機関との連携を強化する取組を推進します。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件／年	16	16	16
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件／年	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組	回／年	2	6	10

■ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る見込みと確保の方策

見込み量確保のための方策

- ◆ 研修の活用にあたっては、大阪府の実施する各種研修等へ積極的に参加します。
- ◆ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有について、毎月の請求データを確認するタイミングに合わせ、事業所等に対してエラーの修正を促す等の取組を実施します。
- ◆ 事業所等に対する指導監査の結果等について、北摂の市町で構成する会議において、実施状況や課題等の共有を行います。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人／年	64	64	64
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	有	有	有
	回／年	12	12	12
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	有無	有	有	有
	回／年	1	1	1

■ 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方策

見込み量確保のための方策

- ◆ 地域生活支援事業のサービス提供体制が充実するように、多様な事業者の参入促進を図ります。
- ◆ 市広報誌やホームページ、「障害者福祉のてびき」などを通じて利用者に対しサービスの周知を図ります。
- ◆ 障害者地域自立支援協議会や障害福祉サービス事業所連絡会などと連携しサービスの充実に努め、より利用しやすいサービスの提供に努めます。
- ◆ 相談支援については、関係機関による従事者養成講座等についての情報を事業者へ提供し、サービスに従事する人材育成及びサービスの質の向上を図ります。
- ◆ 基幹相談支援センターについては、障害者相談支援事業所との適切な役割分担のもと、連携を図りながら、相談支援体制の充実や相談支援従事者の質の向上に努めます。
- ◆ 成年後見制度利用支援事業については、障害者相談支援事業所等と連携し、対象となる利用者の把握に努めるとともに制度の周知を図り、利用促進に努めます。
- ◆ 意思疎通支援事業については、登録手話通訳者の研修等を実施し、資質の向上に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、手話通訳者等の派遣体制の充実に努めます。
- ◆ 日常生活用具給付等事業については、利用者のニーズを把握するとともに、広くサービスの周知を図ります。
- ◆ 移動支援事業については、講座等を実施し、移動支援についての人材育成に努めます。
- ◆ 地域活動支援センターについては、活動内容の充実やサービスの利用促進に向け、情報提供等により支援します。
- ◆ 日中一時支援事業等については、事業者へ働きかけ、サービス提供体制の確保及び充実に努めます。

① 理解促進研修・啓発事業

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

③相談支援事業

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者相談支援事業	か所	10	10	14
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度利用支援事業	人	12	13	15

* 数値は年間の利用人数

⑤意思疎通支援事業

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業	件	2,503	2,648	2,801
	時間	2,657	2,793	2,937
要約筆記者派遣事業	件	30	33	37
	時間	82	86	91
手話通訳者設置事業	人	5	5	5

* 数値は年間量

* 手話通訳者派遣事業における時間数について、第5期計画では、手話通訳・要約筆記者（会計年度任用職員）の派遣時間のみを数値設定していたが、第6期計画より手話通訳士の派遣時間も含め数値設定します。

⑥日常生活用具給付等事業

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	件	23	24	26
自立生活支援用具	件	43	44	44
在宅療養等支援用具	件	61	64	67
情報・意思疎通支援用具	件	41	42	42
排せつ管理支援用具	件	4,921	4,970	5,020
住宅改修費	件	3	3	3

* 数値は年間量

⑦手話奉仕員養成研修事業

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話奉仕員養成研修事業	人	60	60	60

* 数値は年間の養成研修修了者数

⑧移動支援事業

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
移動支援事業	人	730	744	760
	時間	106,507	108,432	110,406

* 上段は月当たりの平均利用者数 下段は年間延べ利用時間数

⑨地域活動支援センター

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用人数	人	237	240	242
I型	か所	1	1	1
II型	か所	1	1	1
III型	か所	2	2	2

* 数値は年間量

⑩その他の事業（任意事業）

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴サービス事業	人	60	61	62
日中一時支援事業	人	1,554	1,570	1,586
	人日	1,712	1,729	1,746

* 数値は年間量



障害児福祉計画（第2期）

■第2期計画の目標設定と実現に向けた取組

- ◆ 障害児支援の提供体制の確保に当たっては、障害のある児童の地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進することや、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を深める必要があることから、第1期計画での5つの視点を基本とした取組を継承します。

- ①乳幼児から成人期につなぐ切れ目のない地域支援体制の構築
- ②保育、教育、医療等の関係機関と連携した総合した支援
- ③地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進
- ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

- ◆ 次世代育成支援行動計画（第4期）との調和を保ちつつ、第6期障害福祉計画と同様にPDC Aサイクルに基づく年度ごとの評価や計画の見直しを行います。

■子ども・子育て支援との調和

- ◆ 地域社会への包摂を推進するには、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握に努める必要があるため、障害児支援の対象者となる障害児の数を推計しました。

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児数（障害児通所支援利用者数）	人	1,410	1,460	1,510
障害児数（手帳所持者数）	人	1,382	1,451	1,524

* 手帳所持者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を合わせた数

■ 障害児福祉計画の成果目標

〔1〕 児童発達支援センター

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉型児童発達支援センター	か所	1	1	1
医療型児童発達支援センター	か所	1	1	1

〔2〕 保育所等訪問支援

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所等訪問支援事業所数	か所	3	4	5

〔3〕 医療的ニーズへの対応

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 (医療型児童発達支援センターを含む)	か所	4	4	5
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	か所	4	4	5

〔4〕 医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等関係機関の協議の場の設置

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
関係機関の協議の場	か所	1	1	1

〔5〕 コーディネーターの配置

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コーディネーターの配置	人	1	2	2

■ 障害児通所支援等の必要量の見込みと確保の方策

〔1〕 障害児通所支援

見込み量確保のための方策

- ◆ 障害児通所支援サービスの提供体制が充実するように多様な事業者の参入促進を図ります。特に、医療的ケアが必要な重症心身障害児や行動障害の著しい児童を支援する事業所など特別なニーズに対応する事業所の参入を促進し、市内事業所の一層の充実に努めます。
- ◆ 居宅訪問型児童発達支援については、市内にはまだこのサービスを実施できる事業所がないことから、提供体制の確保に努める必要があります。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	人	500	500	500
	人日	2,500	2,500	2,500
医療型児童発達支援	人	90	90	90
	人日	630	630	630
放課後等デイサービス	人	1,280	1,330	1,380
	人日	9,250	10,200	11,200
保育所等訪問支援	人	32	40	48
	回	26	28	30
居宅訪問型児童発達支援	人	5	5	5
	回	5	5	5

* 数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

* 「回」は、「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用回数」

〔2〕 障害児相談支援

見込み量確保のための方策

- ◆ 希望するすべての利用者にサービス提供ができるよう、相談支援専門員の確保と育成を図ります。
- ◆ 基幹相談支援センターや児童発達支援センター等を通じ、障害児相談支援を担う事業所へのスキルアップや運営面での支援に努めます。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児相談支援	人	118	138	158

* 障害児相談支援は1か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

〔3〕発達障害児等に対する支援

見込み量確保のための方策

- ◆ペアレントプログラム等は、少人数で実施することがより効果的であることから、市が直接実施することに加え、障害児支援の重要な担い手である通所支援事業所においても、ペアレントプログラム等を実施できる体制を整えるため、事業所への支援に努めます。
- ◆ピアサポート活動については、保護者にとって身近な存在であるほど、共感も得やすいことから、障害児支援の重要な担い手である障害児通所支援事業所等においても、同様の取組を進めてもらうように働きかけ、必要に応じて企画を共に考えるなど実施する事業所への支援に努めます。

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	12	18	24

②ピアサポート活動への参加人数

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ピアサポート活動への参加人数	人/年	2	3	4

〔4〕地域生活支援事業（障害児通学支援）

見込み量確保のための方策

- ◆実施事業所が少ないため、引き続きサービスの周知を進めることで事業の実施を促し、必要となった利用者のニーズに柔軟に対応できる体制の構築を目指します。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児通学支援	人	10	11	12
	時間	600	660	720

* 上段は月当たりの平均利用者数 下段は年間延べ利用時間数

茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です
わたくしたちの 茨木市は
京阪神を結ぶ要路にあつて
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
発展しつづけている希望のまちです
わたくしたちは
このまちの市民であることに誇りと責任をもち
みんなのしあわせをねがつて
より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもつて 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月3日制定

茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】

分野別計画

障害福祉計画（第6期）

障害児福祉計画（第2期）

概要版

令和3年（2021年）3月

発行：茨木市

住所：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話番号：072-622-8121（代表）

URL：<http://www.city.ibaraki.osaka.jp>